

個人情報の基本①

Q1

個人情報って何？
お客様の
どんな情報が
個人情報と
なるの？



個人 個人情報保護法上の「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます（個人情報保護法2条1項）。他の情報と容易に照合することができるものも個人情報に含まれます。外国人に関する情報や、公刊物等に掲載された告知の情報も個人情報に含まれます。

具体的には、氏名・性別・生年月日、住所・電話番号、年齢・職業・続柄等の事実に関する情報が該当します。さらに、身体的特徴に関する情報、預貯金額等の資産情報や借入金等の負債情報、職種や肩書等の属性情報も個人情報に該当し得ます。

●本人を識別し得る情報は
広く個人情報に該当する

店内の防犯カメラで撮影された映像情報や電話での会話を録音した通話記録等の音声情報も

A このような答えとなる!



個人情報に該当し得ます。個人情報保護法の解釈論においては様々な議論がありますが、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」などに鑑みると、本人を識別し得る情報であれば、広く個人情報に該当すると考えるのが無難です。

個人情報保護法上の個人情報には生存する個人情報に限られませんが、死者の情報であってもその遺族等の生存する個人の情報にも該当する場合には、やはり個人情報保護法上の個人情報に該当します。



なお、プライバシーマークを取得している金融機関もありますが、プライバシーマーク上の個人情報では、死者情報も原則として個人情報に該当します。

改正個人情報保護法においては、現行法の定義に加えて、個人識別符号により特定の個人を識別することができるものが加わり、「個人識別符号」の内容自体はこれから制定される政令で決まります。例えば、マイナンバーや運転免許証番号、指紋認識データ等がこれに該当すると考えられています。

Q2

金融機関が独自に
付けているCIF番号や
預金口座番号も
お客様の
個人情報になる？



個人情報の基本②

A

CIF番号や預金口座番号は、個人を特定することが可能な番号なので、個人情報に該当します。個人識別符号が含まれる会員番号等も個人情報とされます。

金 金融機関がお客様に付しているCIF番号や預金口座番号も個人情報になります。個人情報保護法の個人情報に会員番号などが含まれるかについて

いは、議論がありました。一般的には、個人情報保護法2条1項の「その他の記述等」には電話番号や会員番号、映像、声、指紋、筆跡等も含まれるという解釈でしたので、これらの情報により個人が識別可能になるのであれば、個人情報に該当すると考えるのが妥当でしょう。

●会員番号等も含まれる

CIF番号は金融機関のお客様の名寄せに使われるもので、預金口座番号もこれによって個人を特定することが可能な番号です。したがって、CIF番号や預金口座番号も個人情報に該当すると考えるべきです。

なお、改正個人情報保護法では、現行の個人情報保護法において前述のような議論があったことを踏まえて、個人情報の定義の中に「個人識別符号が含まれるもの」を追記することで、会員番号等が個人情報に含まれることを明確にしています。

Q3

法人の名称等は
個人情報になる？
法人の場合
どんなものが
個人情報となる？



個人情報の基本③

A

法人等の名称は個人情報には含まれませんが、代表者の氏名等は個人情報になります。取り受ける書類に記載される顧客や従業員、株主等の情報も個人情報です。

個 個人情報保護法上の「個人情報」は、あくまでも「個人に関する情報」です。法人・その他団体（以下、「法人等」）の名称は個人情報に含ま

れません。

ただし、法人等における個人情報には非常に多岐にわたりますし、膨大な量となる可能性もあります。

まず、法人の名称とセットで使われることが多い代表取締役の氏名や住所は、登記上に明記されている公開情報ですが、個人情報に該当します。同様に登記情報であるその他の取締役や監査役の氏名も個人情報です。

●書類等の取扱いには注意

金融機関が法人等と取引する際には、決算書等の書類を預かることも多いと思われませんが、法人等の売掛先や買掛先である個人顧客の情報、従業員情報、個人株主の情報、役員の親族に関する情報等も個人情報に該当します。

法人等が金融機関に対して提出する数々の書類には、多様な個人情報が掲載されている可能性が高いので、その取扱いには相当の注意が必要です。